

令和7年度 随意契約一覧表(児童部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	子育て政策室	吹田市地域子育て支援拠点事業【一般型(5日型)】	乳幼児及びその保護者に交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・支援を行うとともに、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図る取組を実施する業務	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(令和7年4月1日)	吹田市山田西1丁目26番27号 社会福祉法人 こぼと会	10,306,000円	本事業の委託先は、社会福祉法の規定により事業の開始届を提出した事業者に限られており、そのうち当該事業者については、本事業を確実に履行できる施設・能力を有することを事前協議により確認し、また、これまでも本事業を適正に実施した実績を有するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】7及び(2)ウに該当)
2	子育て政策室	吹田市地域子育て支援拠点事業【一般型(5日型)】	乳幼児及びその保護者に交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・支援を行うとともに、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図る取組を実施する業務	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(令和7年4月1日)	吹田市佐井寺南ヶ丘3番5号 社会福祉法人 大阪アカシヤ福祉会	10,306,000円	本事業の委託先は、社会福祉法の規定により事業の開始届を提出した事業者に限られており、そのうち当該事業者については、本事業を確実に履行できる施設・能力を有することを事前協議により確認し、また、これまでも本事業を適正に実施した実績を有するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】7及び(2)ウに該当)
3	子育て政策室	吹田市地域子育て支援拠点事業【一般型(3～4日型)】	乳幼児及びその保護者に交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・支援を行うとともに、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図る取組を実施する業務	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(令和7年4月1日)	吹田市津雲台4丁目9番1号 社会福祉法人 愛の園	6,088,000円	本事業の委託先は、社会福祉法の規定により事業の開始届を提出した事業者に限られており、そのうち当該事業者については、本事業を確実に履行できる施設・能力を有することを事前協議により確認し、また、これまでも本事業を適正に実施した実績を有するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】7及び(2)ウに該当)
4	子育て政策室	吹田市地域子育て支援拠点事業【一般型(3～4日型)】	乳幼児及びその保護者に交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・支援を行うとともに、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図る取組を実施する業務	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(令和7年4月1日)	摂津市千里丘3丁目16番7号 社会福祉法人 成光苑	6,088,000円	本事業の委託先は、社会福祉法の規定により事業の開始届を提出した事業者に限られており、そのうち当該事業者については、本事業を確実に履行できる施設・能力を有することを事前協議により確認し、また、これまでも本事業を適正に実施した実績を有するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】7及び(2)ウに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(児童部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	子育て政策室	吹田市立各児童会館安全対策業務	児童会館の安全管理と円滑な運営を目的とした安全管理員の配置(千里丘児童会館他8館)	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人 吹田市シルバー人材センター	単価契約 それぞれ1日につき 全日91,908円 半日51,698円 執行予定総額 24,516,408円	吹田市立各児童会館の安全管理と円滑な運営を目的に、来館者に対する対応、児童の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とする業務委託にあたり、他室課において、同業務を良好に遂行してきた実績があり、高齢者の雇用促進につながる公益社団法人吹田市シルバー人材センターと随意契約を締結するものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号に該当)
6	子育て給付課	児童給付システム運用保守業務	児童給付システム運用保守業務	令和7年4月1日から令和7年12月31日まで (令和7年4月1日)	岡山県岡山市南区豊成2丁目7番16号 (株)両備システムズ	2,920,500円	株式会社両備システムズは、本システムの開発業者であり、本システムに精通しており、業務の性質上他者による改修ができないため。(ガイドライン令167条の2第1項第2号の(1)物品・委託役務関係業務(カ)特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
7	子育て給付課	吹田市児童給付システム標準化対応業務	吹田市児童給付システム標準化対応業務	令和7年4月30日から令和7年12月31日まで (令和7年4月30日)	岡山県岡山市南区豊成2丁目7番16号 (株)両備システムズ	32,632,600円	株式会社両備システムズは、本システムの開発業者であり、本システムに精通しており、業務の性質上他者による改修ができないため。(ガイドライン令167条の2第1項第2号の(1)物品・委託役務関係業務(カ)特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
8	保育幼稚園室	吹田市立認定こども園給食調理業務	吹田市立認定こども園での給食、おやつ調理・提供	令和7年4月1日から令和7年5月31日まで (令和7年4月1日)	愛知県小牧市高根1丁目200番地 (株)アイコーメディカル	29,979,552円	随意契約ガイドラインの「(2)競争が成り立たない契約をするとき。キ その他 ②入札等の準備のために年度当初の当該入札等に必要と認められる期間について前年度の契約の相手方と契約する場合」に該当するため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
9	保育幼稚園室	吹田市教育・保育施設運営支援システム保守業務	吹田市教育・保育施設運営支援システムの保守	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	岡山県岡山市南区豊成2丁目7番16号 (株)両備システムズ	8,448,000円	「吹田市教育・保育施設運営支援システム」は、同システムを構築した株式会社両備システムズと契約しなければ、システムの安定的な保守を図ることができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
10	保育幼稚園室	吹田市子ども・子育て支援システム運用保守業務	吹田市子ども・子育て支援システムの運用・保守に係る業務	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	11,611,358円	吹田市子ども・子育て支援システムは契約の相手方が保有するシステムのパッケージに本市が求める機能を適用させて開発したシステムであり、本システムの運用に当たっては、契約の相手方がその知識を前提として行うことになるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】カ「特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当」)
11	保育幼稚園室	保育施設利用等電子申込システム利用及び運用保守業務	保育施設利用等電子申込システムの利用及び運用保守に係る業務	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号 株式会社南大阪電子計算センター	3,490,080円	本業務は、本市の委任に基づき大阪市町村スマートシティ推進連絡会議が事業者選定した後、当該選定された事業者と本市との間で契約を行うため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】カ「特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当」)

令和7年度 随意契約一覧表(児童部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
12	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室シックキッズにおいて行う病児・病後児保育事業	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市藤白台4丁目33番12号 医療法人 えちごクリニック	単価契約 1月につき 1,987,700円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予定総額 25,678,260円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、児童の病態の変化に的確に対応するため「健康管理医師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領において、実施施設として規定されているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1)【物品・委託役務関係業務】アに該当)
13	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室江坂キッズにおいて行う病児・病後児保育事業	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市垂水町3丁目22番1号 特定医療法人ダイワ会 大和病院	単価契約 1月につき 1,987,700円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予定総額 24,903,630円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、児童の病態の変化に的確に対応するため「健康管理医師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領において、実施施設として規定されているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1)【物品・委託役務関係業務】アに該当)
14	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室ひろあキッズにおいて行う病児・病後児保育事業	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市津雲台5丁目17番46号 医療法人路傍の森	単価契約 1月につき 1,987,700円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予定総額 24,061,970円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、児童の病態の変化に的確に対応するため「健康管理医師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領において、実施施設として規定されているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1)【物品・委託役務関係業務】アに該当)
15	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室吹田けんとキッズにおいて行う病児・病後児保育事業	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	東京都品川区東品川1丁目3番10号 アートチャイルドケア株式会社	単価契約 1月につき 1,987,700円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予定総額 23,293,320円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、児童の病態の変化に的確に対応するため「健康管理医師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領において、実施施設として規定されているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1)【物品・委託役務関係業務】アに該当)
16	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室ぶろっこリーにおいて行う病児・病後児保育事業	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市津雲台1丁目1番4号 医療法人こどもクリニック 北	単価契約 1月につき 1,894,200円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予定総額 24,556,260円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、児童の病態の変化に的確に対応するため「健康管理医師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領において、実施施設として規定されているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1)【物品・委託役務関係業務】アに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(児童部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
17	すこやか親子室	吹田市6歳臼歯健康診査業務	6歳臼歯健康診査業務の委託	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会	単価契約 6歳臼歯健康診査 1件につき 3,795円 執行予定総額 7,969,500円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内歯科医療機関で6歳臼歯健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
18	すこやか親子室	吹田市妊婦・産婦歯科健康診査業務	妊婦・産婦歯科健康診査業務の委託	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会	単価契約 妊婦歯科健康診査 産婦歯科健康診査 1件につき 5,439円 執行予定額 13,053,600円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内歯科医療機関で妊婦・産婦歯科健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
19	すこやか親子室	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査業務(個別健診)	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査業務(個別健診)の委託	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 1件につき 6,040円 執行予定総額 20,596,400円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
20	すこやか親子室	4か月児健康診査業務	4か月児健康診査業務の委託	令和7年4月1日から 令和7年8月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 4か月児健康診査 1件につき 6,040円 執行予定総額 19,932,000円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で4か月児健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
21	すこやか親子室	妊婦・産婦・新生児聴覚・乳児一般(1か月児)・乳児後期健康診査業務及び審査事務業務	妊婦・産婦・新生児聴覚・乳児一般(1か月児)・乳児後期健康診査業務及び審査事務業務の委託	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市天王寺区上本町2丁目1番22号 (一社)大阪府医師会	単価契約 乳児一般健診 乳児後期健診 1件につき 7,420円 他13項目 執行予定総額 390,642,208円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として府内医療機関で妊婦・産婦・乳児一般(1か月児)・乳児後期健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
22	すこやか親子室	吹田市訪問指導業務	訪問指導業務の委託	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市天王寺区細工谷1丁目1番5号 (一社)大阪府助産師会	単価契約 訪問指導(産婦及び乳幼児) 1件につき 6,926円 他2項目 執行予定総額 16,925,951円	生後4か月までの乳児及びその母親に対して、助産師による訪問指導を行うに当たり、年間2,000件を超える訪問を確実にかつ適切に実施できる能力を有しているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(児童部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
23	すこやか親子室	吹田市助産師継続訪問指導業務	助産師継続訪問指導業務の委託	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市天王寺区細工谷1丁目1番5号 (一社)大阪府助産師会	単価契約 訪問指導(妊婦) 1件につき 3,463円 他4項目 執行予定総額 8,569,991円	出産直前から生後4か月までの乳児及びその母親に対して、助産師による訪問指導を行うに当たり、年間1,000件を超える訪問を確実にかつ適切に実施できる能力を有しているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
24	すこやか親子室	すいた助産師相談窓口業務	助産師による相談支援業務やそれに伴う事務処理業務の委託	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市天王寺区細工谷1丁目1番5号 (一社)大阪府助産師会	22,117,529円	専門的立場からの指導を必要とする助産師による相談支援の実施が可能で、また十分な助産師の人員の確保ができる能力を有するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
25	こども発達支援センター	吹田市発達支援研究業務委託	発達に課題のある児童とその保護者に対する支援に係る研究業務	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市山田丘2番2号 国立大学法人大阪大学大学院・大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科	18,000,000円	5大学は子どものこころの分子統御機構研究センターを運営し、その研究から得られる高度な専門的知見を有しており、本市に居住する発達に課題のある児童とその保護者への支援を行うことができる組織は、同センターの他に存在しないため (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき。【物品・委託契約関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき。に該当)

※5、6月分については、対象案件はありません。